

わが国におけるAIDの現状

平成13年8月15日

1. 日本産科婦人科学会の会告（1996）

精子提供による非配偶者間人工授精(artificial insemination with donor's semen; AID)、以下本法は、不妊の治療として行われる医療行為であり、その実施に際しては、わが国における倫理的・法的・社会的基盤を十分に配慮し、これを実施する。

1. 本法以外の医療行為によっては、妊娠成立の見込みがないと判断され、しかも本法によって挙児を希望するものを対象とする。
2. 被実施者は法的に婚姻している夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする。
3. 実施者は医師で、被実施者である不妊夫婦双方に本法を十分に説明し、了解を得た上で同意書等を作成し、それを保管する。また本法の実施に際しては、被実施者夫婦およびその出生児のプライバシーを尊重する。
4. 精子提供者は健康で、感染症がなく自己の知る限り遺伝性疾患を認めず、精液所見が正常であることを条件とする。精子提供者は、本法の提供者になることに同意して登録をし、提供の期間を一定期間内とする。
5. 精子提供者のプライバシー保護のため精子提供者は匿名とするが、実施医師は精子提供者の記録を保存するものとする。
6. 精子提供は営利目的で行われるべきものではなく、営利目的での精子提供の斡旋もしくは関与または類似行為をしてはならない。
7. 非配偶者間人工授精を実施する施設は日本産科婦人科学会へ施設登録を行う。

2. 厚生省児童家庭局母子保健課からのAIDを施行する際の感染症(HIV)に関する要望（1999）

- 1) 精子提供者に対し、HIVの抗体検査について十分な説明と同意を取ったうえで当該検査を実施し、陰性であることを確認した後に精子提供をうけること。
- 2) 提供された精子については、6ヶ月凍結保存し、再度、当該精子提供者のHIVの抗体検査を実施し、陰性であった場合に限り、当該精子をAIDに用いること。
- 3) その他、AIDに伴う感染症を予防するために必要な検査等をすること。

3. AID実施前に必要な手続き

AIDの適応となる夫婦がともにAIDを行うことを希望する場合は、実施前に夫婦同伴で少なくとも2回来院しなければならない。方法、ならびにドナーの匿名性などについて十分なインフォームドコンセントを得た後、当大学では以下の手続きを行っている。

- 1) 戸籍謄本の提出
夫婦であることを証明するため、戸籍謄本を提出する。
- 2) 夫婦の血液型の確認
現在、当大学では夫血液型と一致する精液を用いるため、血液型の検査を受ける。
- 3) 同意書の提出・AIDの登録
AID実施にあたり、医師から十分な説明を受けて最終的に決断を下した場合、同意書に署名および捺印をした上でAIDを登録する。
①精子提供者は遺伝的因子、性病、AIDSなどのチェックを受けている。

- ②精子提供者に関する情報は一切与えられない。
 - ③依頼者夫婦に関する秘密は厳守されます。ただし、匿名を条件として、学術研究のために、AIDに関する資料が使われる可能性のあることを理解し、同意します。
 - ④人工授精により妊娠、出産した子供は嫡出子と認め、育てるに同意します。
同意書提出の際は、必ず夫婦で来院し、担当医師の直前で夫婦双方が同意書に署名・捺印する。
- 4) AID施行時の同意書
初回で妊娠しなかった場合、AIDを施行する度ごとに同意を確認するため、夫婦双方の署名および捺印を得る。
4. 精子提供者の条件
- 1) 液化精液の所見が正常であること
精液量は2.0ml、精子濃度は $40 \times 10^6 / ml$ 、前進運動精子は60%をcut off 値としている。
 - 2) 感染症検査が陰性であること
一定期間ごとに提供者の血液検査を行い、感染症が陰性であることを確認する。
 - 3) 遺伝性疾患が認められること
自己の知る限り遺伝性疾患が家系的に認められないことを確認する。
 - 4) 血液型の確認
日本では夫血液型と一致する精液を用いるため、精子提供者の血液型を検査する必要がある。
 - 5) 書面による同意
精子提供に関する同意書に提供者の署名および捺印を受け、登録管理する。提供の期間は知り得た妊娠数が10例までとする。

5. 記録の保存

同意書、戸籍謄本は昭和44年以来保存されている。カルテにはドナーの番号と血液型のみが記載されており、AIDを施行する医師はドナーの氏名を特定することができない。カルテ保存は10~20年と限定されていることから、AID台帳にドナーの氏名を記録する。台帳の保存は半永久保存とする。